

立科町空家等対策計画

令和4年3月

立 科 町

目次

第1章	空家等対策計画の趣旨	1
1	背景	1
2	計画の位置づけ	1
第2章	空家等の現状	2
1	県の状況	2
2	本町の状況	2
(1)	空家実態調査	2
(2)	調査結果の概要	3
(3)	空家所有者意向調査	6
(4)	空家等における課題	14
第3章	空家等対策の基本的な方針	15
1	空家等対策の基本的な方針	15
(1)	対象とする地区	15
(2)	対象とする空家等の種類	15
(3)	基本的な方針	15
2	計画期間	16
3	空家等の調査に関する事項	16
(1)	空家等の実態調査	16
(2)	空家等の調査方法	16
(3)	立入調査	16
4	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	17
5	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	17
(1)	空家等の利活用の促進	17
(2)	補助金の活用促進	17
(3)	除去した空家等に係る跡地の活用の促進	17
6	特定空家等に対する措置に関する事項	18
(1)	特定空家等の判断基準	18
(2)	特定空家等に対する措置	18
7	住民等からの空家等相談への対応に関する事項	20
8	空家等対策の実施体制に関する事項	20
(1)	協議会	20
(2)	庁内体制	20
(3)	関係機関との連携	21
9	その他空家等対策の実施に関し必要な事項	21
(1)	継続的な空家等の状況把握・情報の整備更新	21

(2) 他法令との連携.....	21
(3) 計画の見直しと変更.....	21
資料編.....	22
● 空家等対策の推進に関する特別措置法.....	22
● 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則.....	26
● 立科町空家等対策協議会規則.....	27
● 立科町空き家利用促進補助金交付要綱.....	28

※この計画では、固有名詞等を除き、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」の表記にならない「空き家」を「空家」で表記しています。

第1章 空家等対策計画の趣旨

1 背景

近年、全国的に少子高齢化に伴う人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等*が年々増加しています。これに伴い適切な管理が行われていないまま放置されている状態の空家等も増え、地域の暮らしや生活環境、景観などへ深刻な問題を引き起こしています。

そのような背景から国において、この空家等の問題解決策として平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が全面施行されました。

これらの背景を踏まえ、本町における空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することにより、生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進することにより、地域の活性化に資することを目的として計画を策定するものです。

※空家等：建築物又はこれに附属する工作であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

2 計画の位置づけ

この「立科町空家等対策計画」（以下「空家等対策計画」という。）は、空家法第6条の規定に基づき、「立科しあわせプラン～第5次立科町振興計画」「まち・ひと・しごと創生立科町総合戦略」と整合を図りながら空家等対策、利活用等について本町が取り組むべき方向性等について、基本的な考え方を示したものであり、本町の空家等対策の基礎となるものとしします。

第2章 空家等の現状

1 県の状況

平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査の確報値によると、長野県内の平成30年10月1日現在における総住宅数は1,007,900戸、総世帯数は811,200世帯、平成25年からの増加数をみると、それぞれ25,700戸、22,100世帯、増加率は2.6%、2.8%となっています。総住宅数が総世帯数を196,700戸上回って、1世帯当たりの住宅数（総住宅数÷総世帯数）は1.24戸となっています。

総住宅数のうち居住世帯のある住宅は806,600戸で、総住宅数の80.0%を占め、居住世帯のない住宅は201,300戸（20.0%）で、そのうち、二次的住宅[※]を除いた空家が148,900戸、空家率は14.8%となっています。

	総住宅数							総世帯数
	居住世帯あり	居住世帯なし	一時現在の者のみ	空家		建設中		
				うち二次的				
平成25年	982,200	783,200	199,000	3,300	194,000	51,100	1,700	789,100
平成30年	1,007,900	806,600	201,300	2,800	197,300	48,400	1,300	811,200

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

[※]二次的住宅：別荘など、週末や休暇時に避暑・保養などの目的で使用される住宅や、普段住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊りする人がいる住宅のこと。

2 本町の状況

(1) 空家実態調査

本町では、令和3年度に蓼科地区を除く町内の区域を対象にした空家調査を実施しました。一戸建ての建物を中心に、専用住宅、併用住宅（店舗、事務所等）を対象に、各行政区長へ空家候補建物の情報提供を依頼し報告されたものと、現地調査等により確認されたものを合わせた310棟の空家調査を実施しました。

(2) 調査結果の概要

① 空家判定基準

空家の判定にあたっては、下表の「空家判定指標」を基に、外観目視により2項目以上が該当する状況が見受けられた建築物を空家と判断しました。

空家判定指標			
・売り・貸しの表示	<input type="checkbox"/> 有（売り：貸し）	<input type="checkbox"/> 無	
・電気メーター	<input type="checkbox"/> 動いていない(撤去含)	<input type="checkbox"/> 動いている	<input type="checkbox"/> 確認できない
・プロパンガス	<input type="checkbox"/> 無い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 確認できない
・テレビアンテナ	<input type="checkbox"/> 傾き・破損	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 確認できない
・表札	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有（氏名：	<input type="checkbox"/> 確認できない
・郵便受け	<input type="checkbox"/> 溜っている 又は塞がっている	<input type="checkbox"/> 溜っていない	<input type="checkbox"/> 確認できない
・雨戸	<input type="checkbox"/> 閉め切り	<input type="checkbox"/> 閉めてない	<input type="checkbox"/> 無い
・生活感（居住気配）	<input type="checkbox"/> 無い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 不明
・その他	（ ）		

空家候補建物 310 棟のうち、空家の可能性が高い建物（推定空家）が 249 棟あることが確認されました。

エリア	行政区	調査対象	空家	空家以外
南部	中尾・美上下	7	7	0
	姥ヶ懐	2	1	1
	古町	22	18	4
	町	35	24	11
	野方	17	12	5
	和子	3	3	0
	赤沢	4	3	1
	中原	8	8	0
	日向	3	3	0
	大城	2	2	0
	西部	上房	5	3
山部		11	9	2
真蒲		3	2	1
平林		19	17	2
滝神		5	2	3
牛鹿		6	5	1
柳沢		2	0	2
外倉		7	5	2
五輪久保		0	0	0
虎御前		0	0	0
蟹窪		5	5	0
日中		4	4	0
大深山		4	3	1
立石		7	6	1
石川	6	6	0	
東部	塩沢	10	8	2
	西塩沢	25	17	8
	藤沢	18	17	1
	蟹原	8	6	2
	桐原	12	12	0
	細谷	8	6	2
茂田井	42	35	7	
合計	310	249	61	

② 老朽度・危険度判定基準

建築物の老朽度・危険度判定とあわせて敷地と建物の外観状況について以下の項目を確認し、推定空家の不良度を判定しました。

・老朽度・危険度判定表

項目	状態	点数	備考
建築物の傾斜	傾斜は認められない	0	
	明らかに傾斜している	150	著しく劣化しているものとして扱う
	不明	20	目視判断が不能
基礎の状況	異常は認められない	0	
	ひび割れが発生している	15	
	玉石基礎である又は基礎がない	50	構造耐力が著しく不足している
	不明	25	
外壁の状況	問題ない	0	多少の汚れがあっても可
	錆やひび割れが認められる	15	
	外壁に穴が開いている又は外壁の下地が露出しているなど著しく劣化している	50	下地の露出は、外壁1面のおよそ3分の1以上を目安とする
	不明	20	
屋根の状況	問題ない	0	
	錆やひび割れが認められる	15	
	屋根に穴が開いている（屋根の下地が露出している）、軒の一部が崩落している、屋根が波打っているなど、著しい劣化が認められる	50	・下地の露出は、屋根面のおよそ3分の1以上を目安とする。 ・屋根が茅やワラで葺かれている場合を含む。
	不明	20	
使用状況	最近、使用した形跡がある	0	
	長く使用した形跡が認められない	15	
	不明	10	

・敷地・建物の状況

項目	状態	備考	
異臭の有無	異臭なし		
	異臭あり		
ゴミ等の放置	庭になし		
	庭にあり		
建物等の外観	汚損がない	屋根、外壁、ガラスの破損や落書き	
	一部に汚損等がある		
	著しい汚損等がある		
雑草・樹木	手入れあり		
	手入れなし		
	手入れなしで敷地外へも出ている		
門扉	施錠されている		
	施錠されていない		
	無し		
門扉・塀・柵等の状態	汚損がない		
	一部に汚損等がある		
	著しい汚損等がある		
窓・建具等の開口部	進入不可	開口部から建物内への立ち入り	
	進入可能		
	不明		
建物が倒壊した場合	隣接する建物	影響なし	
		影響あり	
	前面道路	影響なし	
		影響あり	

調査票における推定空家の不良度ランクは次のとおりとしました。

ランク	判定内容	点数
A	小規模の修繕により再利用が可能 (または修繕がほとんど必要ない)	0点
B	管理が行き届いておらず損傷も見られるが、当面の危険性はない (多少の改修工事により再利用が可能)	1~30点
C	今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しい(老朽化が著しい)	31~149点
D	倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い (解体が必要と思われる)	150点以上

③ 老朽度・危険度判定結果

推定空家とした建物について、外観目視により老朽度・危険度の調査を行い、推定空家の不良度ランクを判定しました。

老朽度・危険度を判定ランクにより分類すると、A判定が7棟、B判定が98棟、C判定が123棟、D判定が21棟となりました。なお、老朽度・危険度の程度が著しいランクC及びランクDの空家は全体で144棟であり、推定空家全体のうち約58%を占めています。

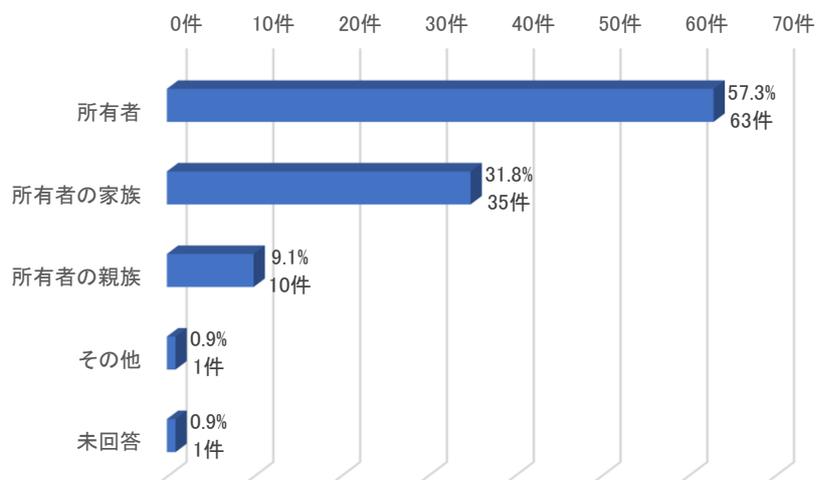
エリア	行政区	調査対象	空家	空家以外	不良度ランク				合計
					A	B	C	D	
南部	中尾・美上下	7	7	0	0	3	4	0	7
	姥ヶ懐	2	1	1	0	0	1	0	1
	古町	22	18	4	1	6	11	0	18
	町	35	24	11	3	10	10	1	24
	野方	17	12	5	0	8	4	0	12
	和子	3	3	0	0	1	2	0	3
	赤沢	4	3	1	0	1	1	1	3
	中原	8	8	0	0	3	5	0	8
	日向	3	3	0	0	2	0	1	3
西部	大城	2	2	0	0	2	0	0	2
	上房	5	3	2	0	1	2	0	3
	山部	11	9	2	0	6	2	1	9
	真蒲	3	2	1	0	1	1	0	2
	平林	19	17	2	0	10	4	3	17
	滝神	5	2	3	0	0	2	0	2
	牛鹿	6	5	1	0	2	3	0	5
	柳沢	2	0	2	0	0	0	0	0
	外倉	7	5	2	0	2	3	0	5
	五輪久保	0	0	0	0	0	0	0	0
	虎御前	0	0	0	0	0	0	0	0
	蟹窪	5	5	0	0	0	5	0	5
	日中	4	4	0	1	3	0	0	4
	大深山	4	3	1	0	0	2	1	3
	立石	7	6	1	0	3	2	1	6
	石川	6	6	0	0	1	5	0	6
	東部	塩沢	10	8	2	0	3	4	1
西塩沢		25	17	8	0	6	9	2	17
藤沢		18	17	1	0	3	12	2	17
蟹原		8	6	2	0	3	2	1	6
桐原		12	12	0	0	7	5	0	12
細谷		8	6	2	0	0	4	2	6
茂田井	42	35	7	2	11	18	4	35	
合計		310	249	61	7	98	123	21	249

(3) 空家所有者意向調査

空家実態調査において空家の可能性が高い建物（推定空家）249棟、及び敷地内に管理者が居住しており、管理されている空家（敷地内空家）12棟について、固定資産税課税情報をもとに空家の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の特定を実施し、所有者等が特定できた212名に対して、対象物件の現状及び管理状況、将来の利活用の可能性、課題などを把握するため、所有者等の意向に関するアンケート調査を実施しました。

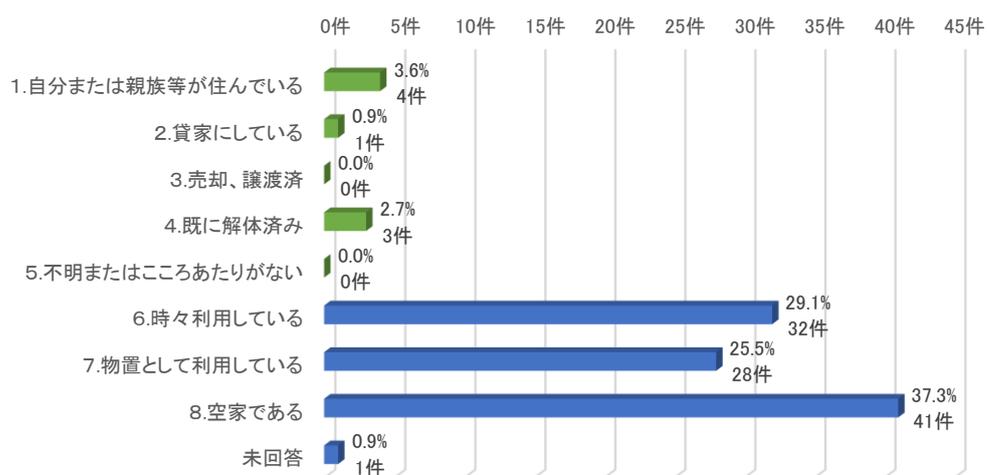
（発送212件うち回答110件（うち空家以外との回答8件）・回答率51.9%）

■ 回答者について



■ 問1. 対象物件について

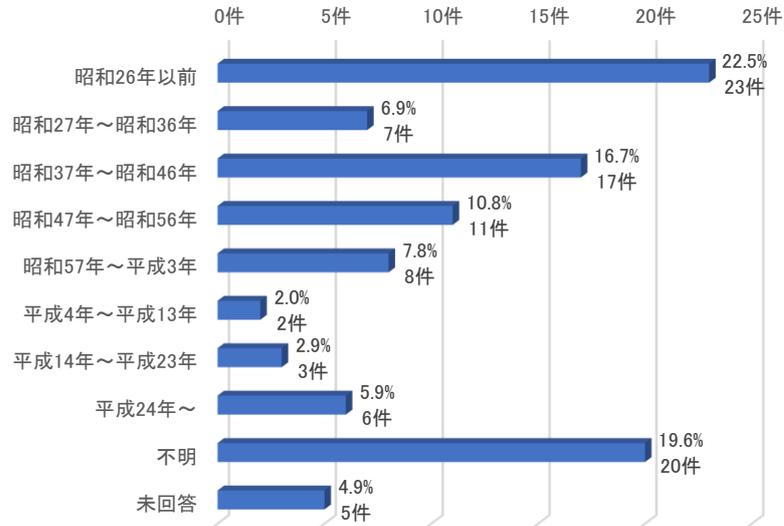
① 対象物件の状態



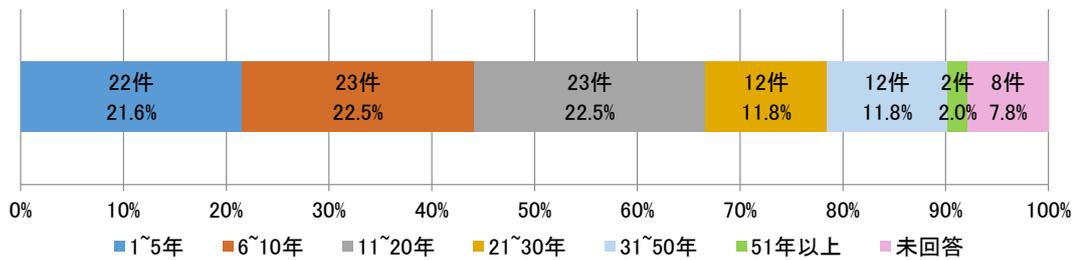
※1～5の回答者、設問終了。6～8の回答者及び未回答者、以降の設問へ。

■問2. 対象空家の現状と空家となった要因について

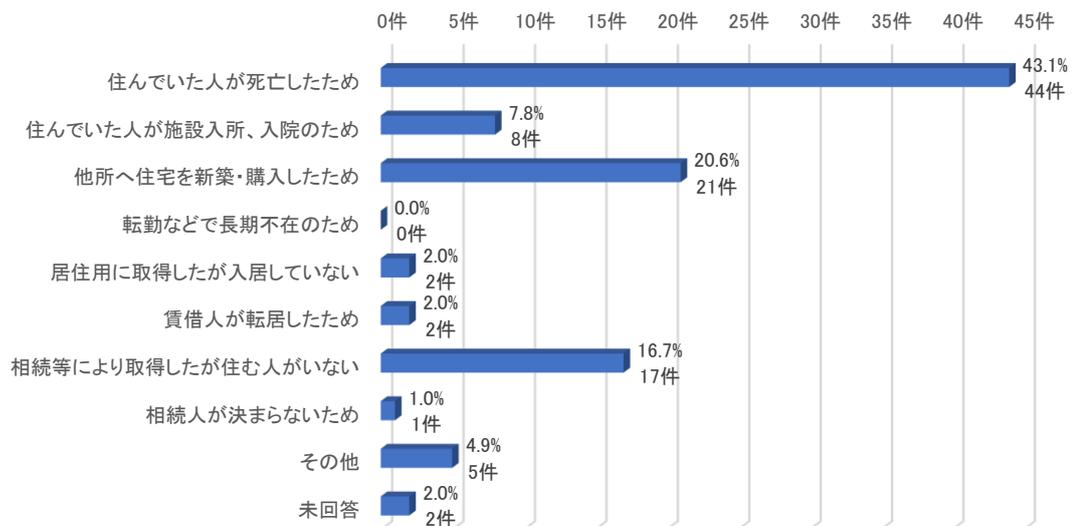
① 対象空家の建築時期



② 空家になってからの年数

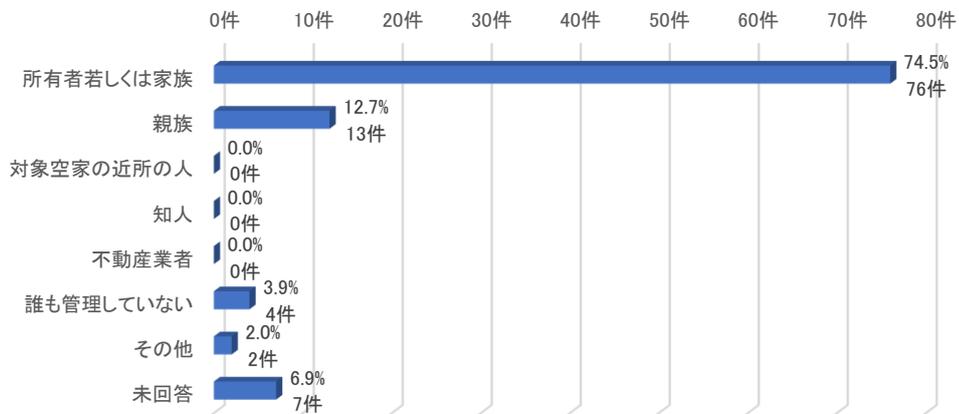


③ 空家になった理由

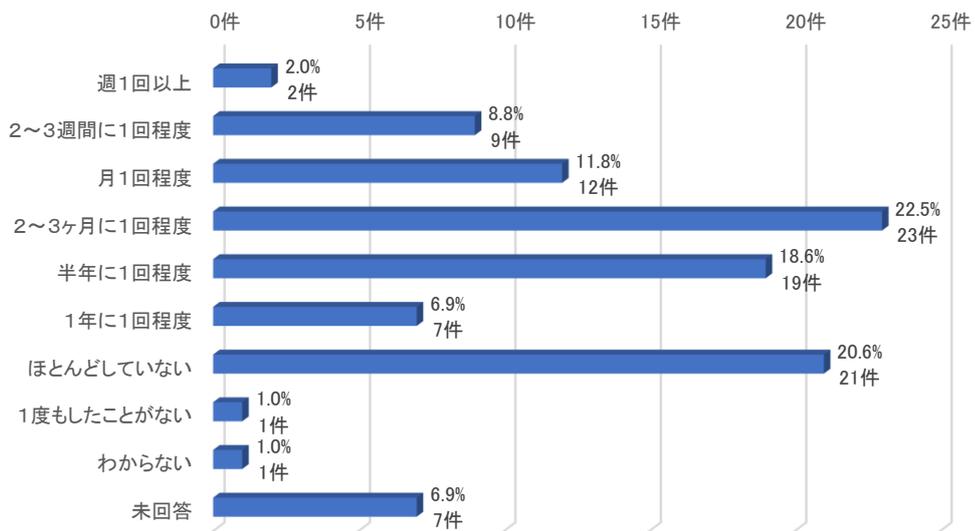


■問3. 対象空家の管理について

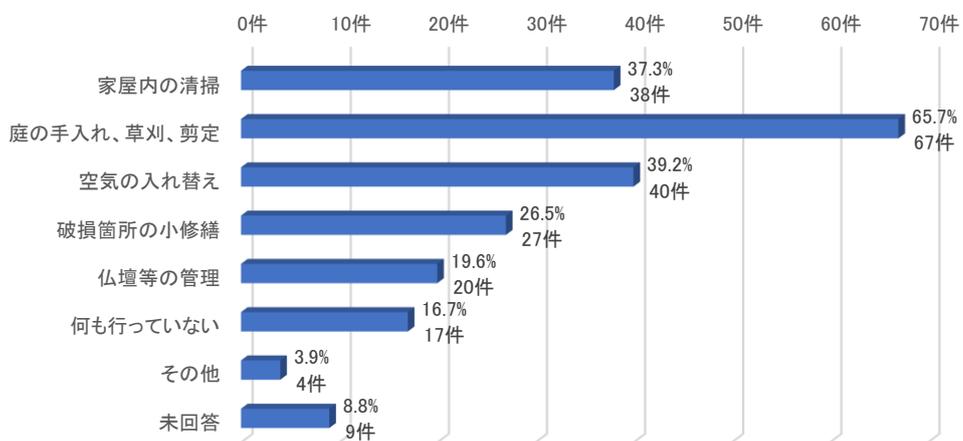
① 対象空家の主な管理者



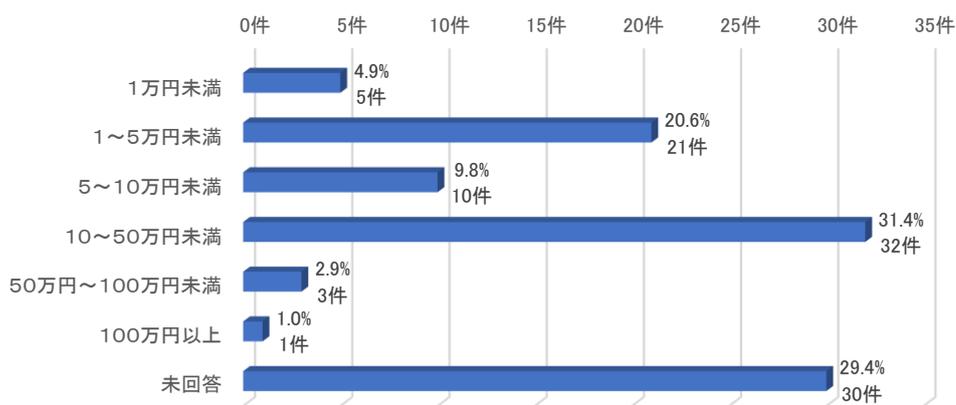
② 対象空家の維持・管理の頻度



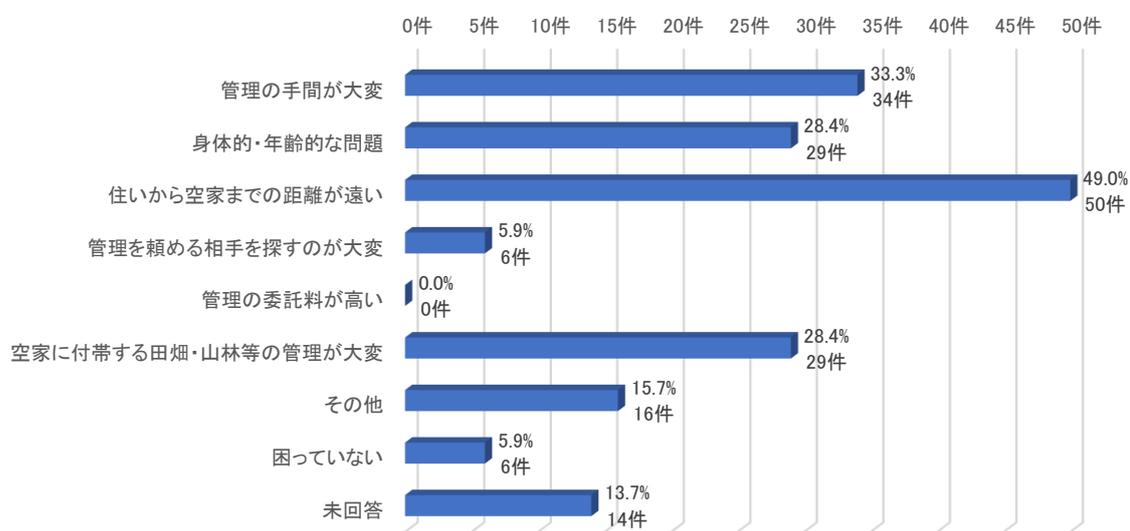
③ 対象空家の維持・管理の内容（複数選択可）



④ 対象空家の維持・管理にかかる年間維持費

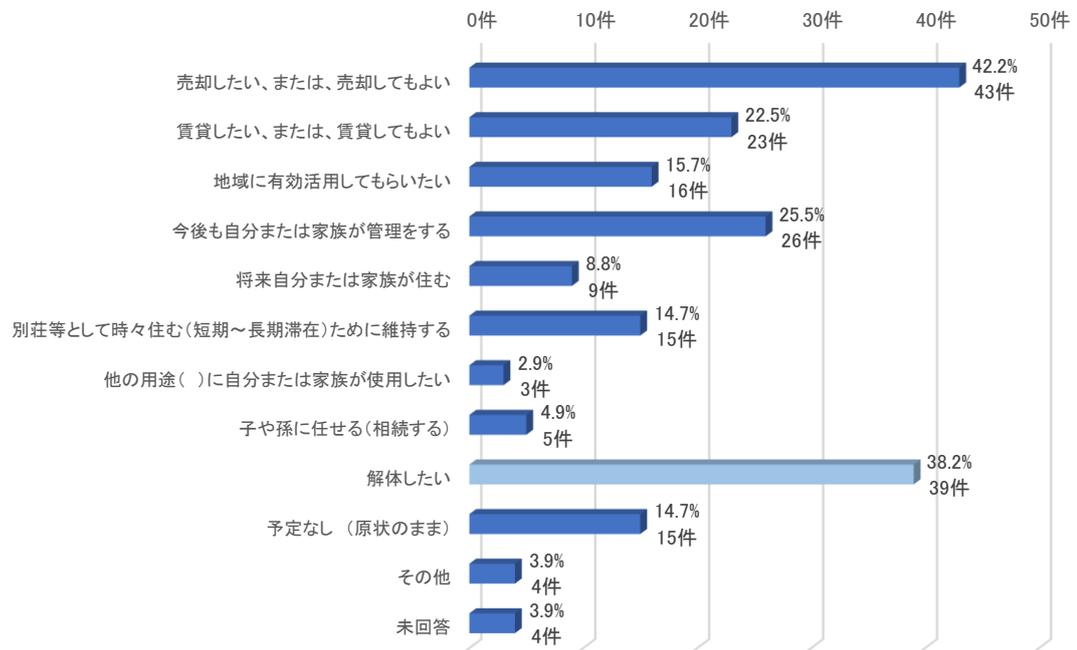


⑤ 対象空家の維持・管理について、困っていること（複数選択可）

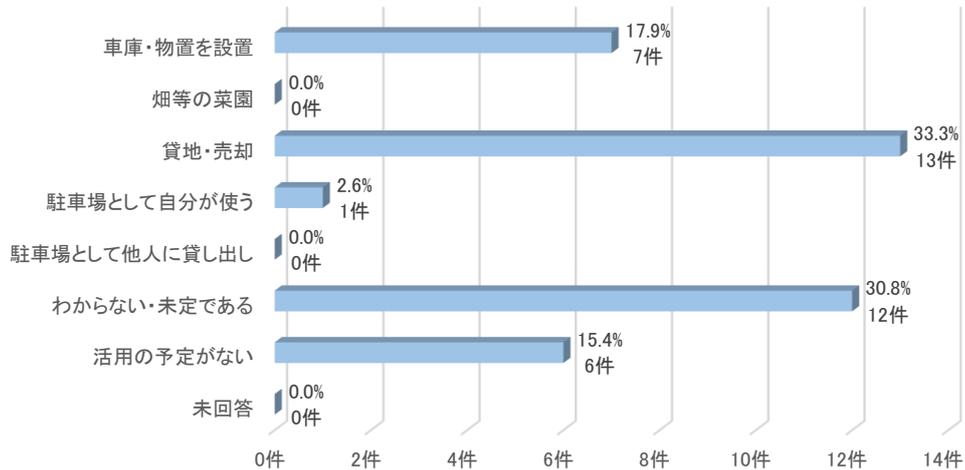


■問 4. 対象空家の今後の活用について

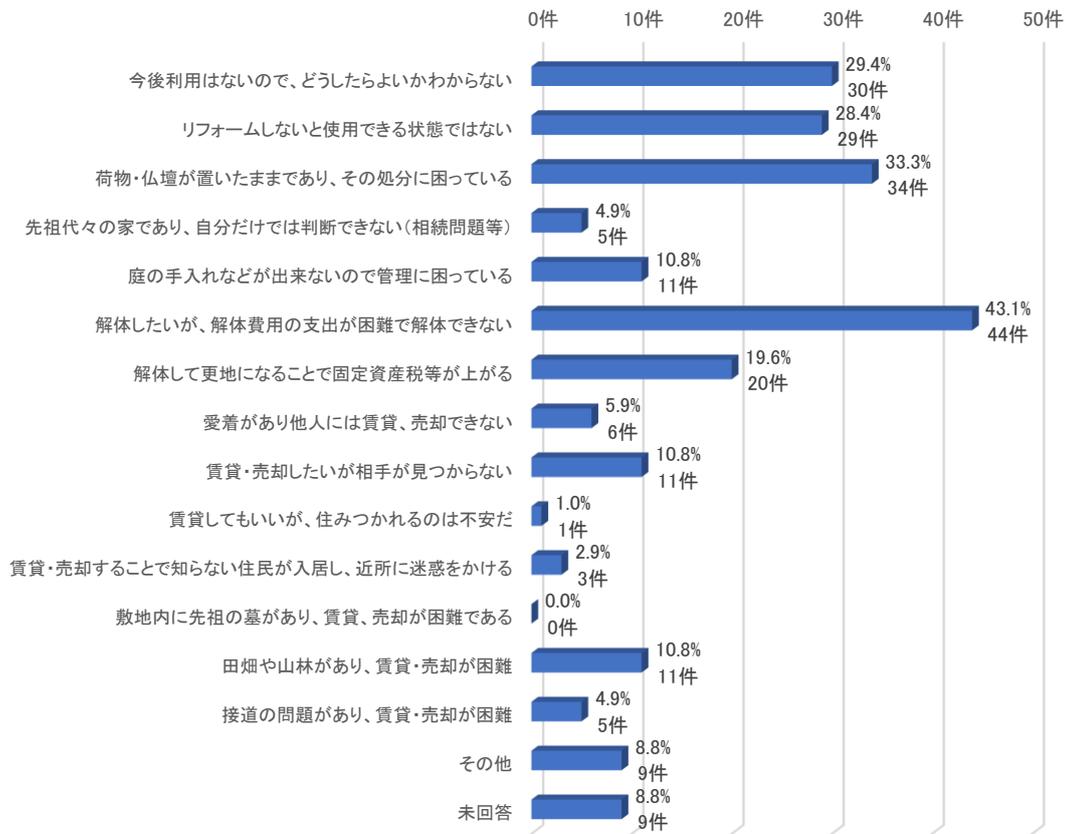
① 対象空家の今後の活用について（複数選択可）



「解体したい」と回答した方のみ対象
解体後の土地の活用について

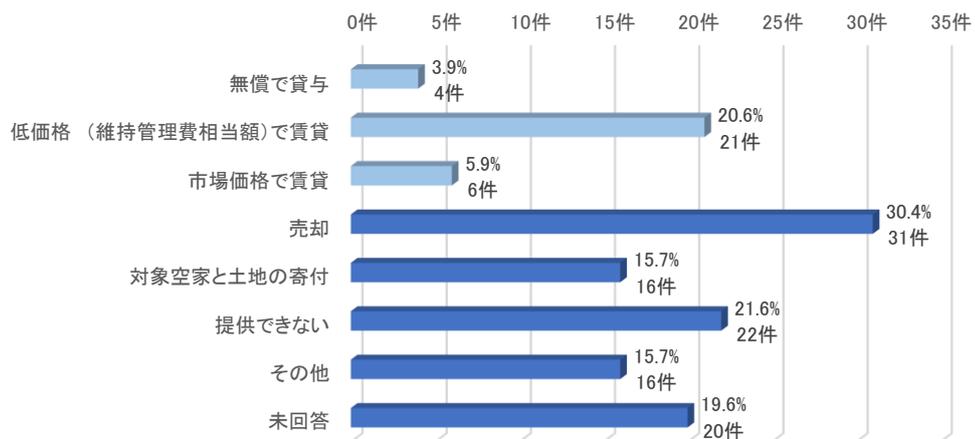


② 対象空家の今後の活用について、困っていることや心配ごと（3つまで複数選択可）

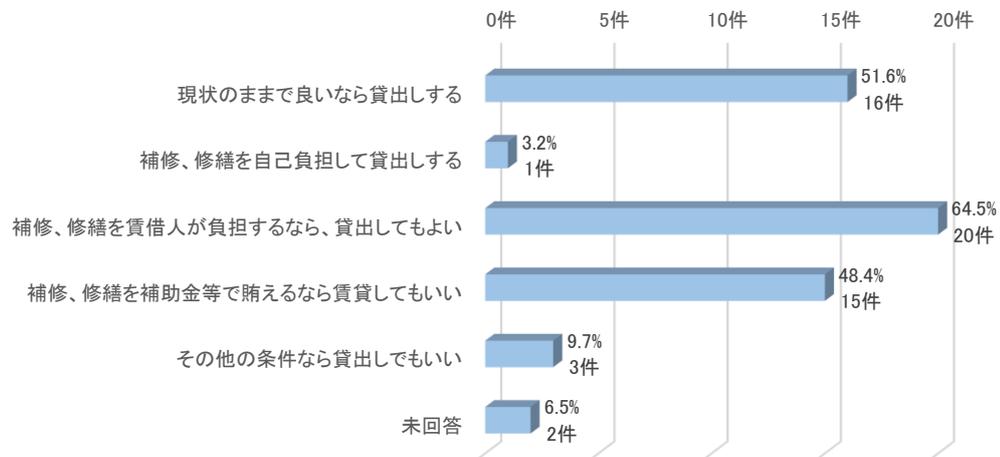


■問5. 対象空家活用へのご協力について

① 対象空家の活用等について（複数選択可）

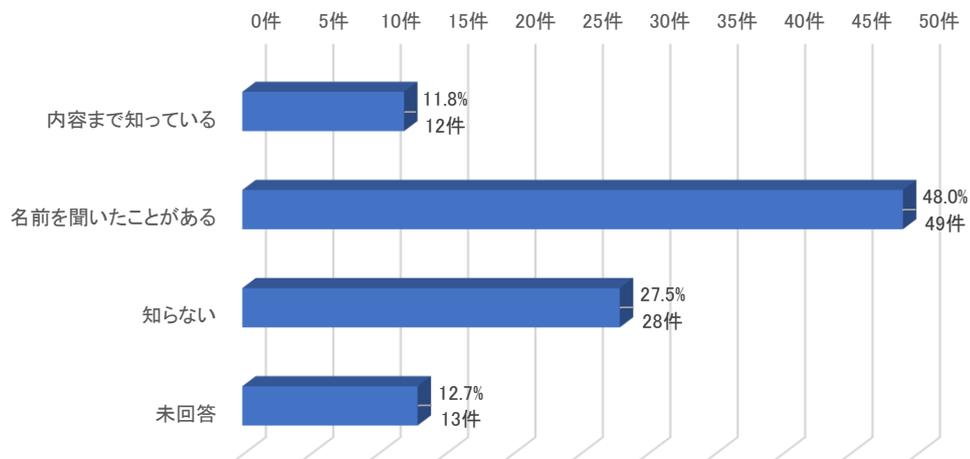


- ② 前記問で「無償で貸与」、「低価格（維持管理費相当額）で賃貸」、「市場価格で賃貸」と回答した方のみ対象
対象空家を貸出しする時の条件（複数回答可）

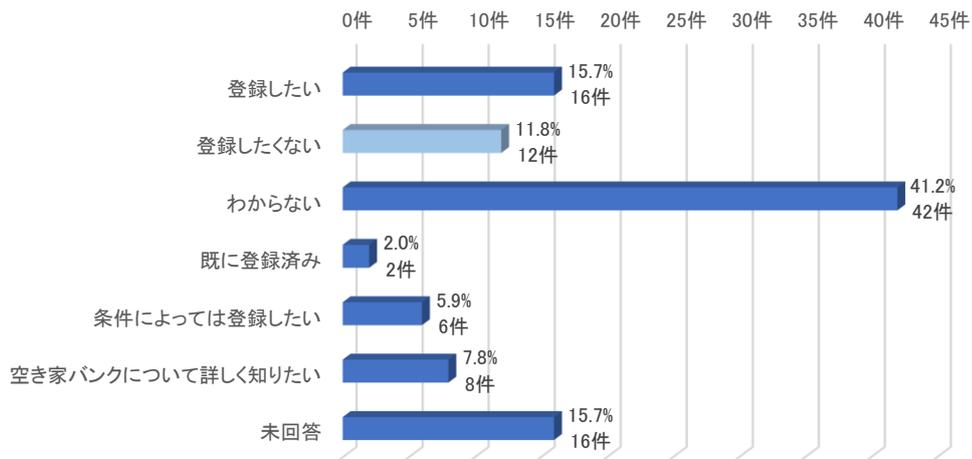


■問6. 立科町空き家バンクについて

- ① 立科町の「空き家バンク」の認知度

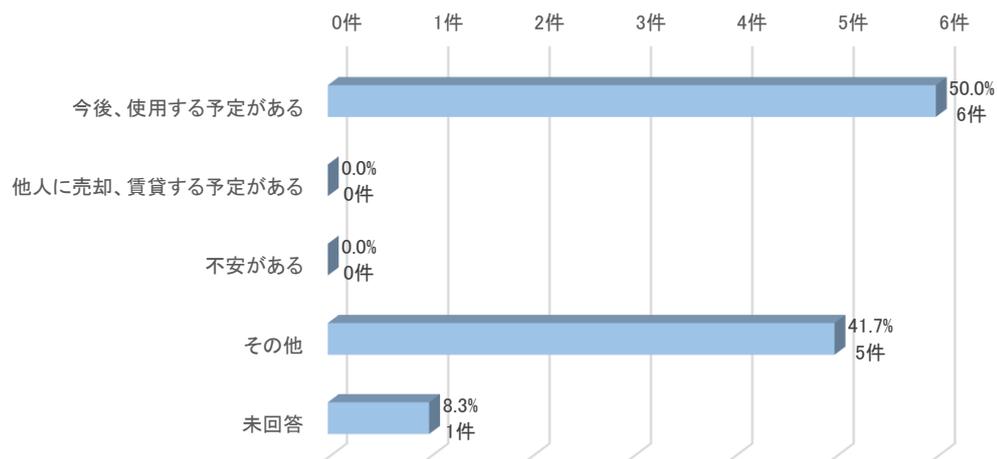


② 今後、この制度への登録について

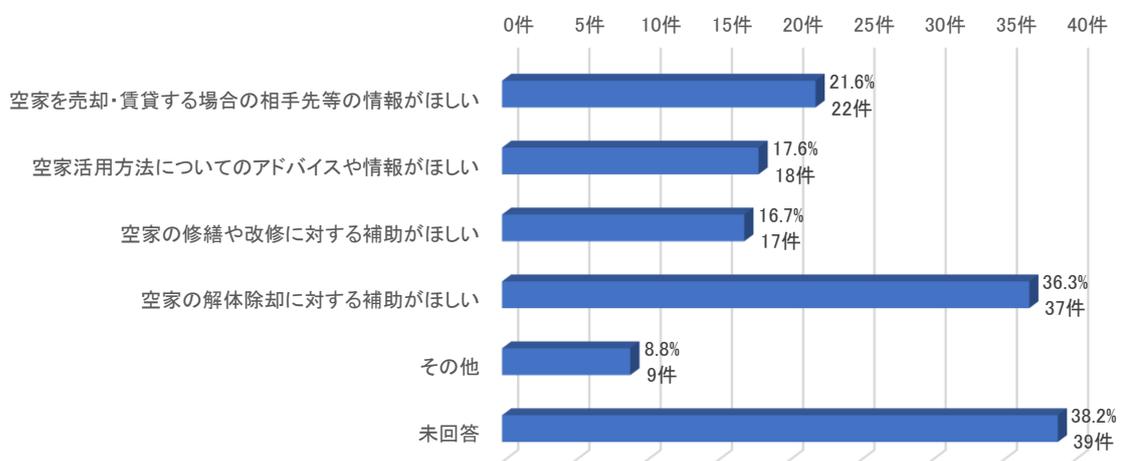


③ 前記問で「登録したくない」と回答した方のみ対象

登録したくない理由



④ 空家の管理・活用に関する要望（複数選択可）



(4) 空家等における課題

本町の空家等の現状や調査等の結果を踏まえると、空家等の対策を実施するうえで、次の課題があると考えられます。

① 空家等を増やさないための取り組み

空家等の適切な管理は、所有者等に管理責任があるため、所有者等に適切な管理を促すための啓発を行う必要があります。また、空家等の増加を少しでも抑制するために、空家等の利活用と町外からの移住・定住促進策を講ずる必要があります。

② 空家等に関する様々な相談への対応

空家等の所有者等が抱えている問題や空家等の周辺に住む町民等からの相談は多岐に渡っています。それらの相談内容ごとに担当部署間で連携を図り対応できる組織体制を整備する必要があります。

③ 使用可能な空家等及び跡地の有効活用

増加する空家等を有用な既存ストックとして、移住定住促進や子育て支援など地域活性化の課題解決に活用できる可能性があります。空家等及び除却した空家等に係る跡地は、所有者等の財産ではあるものの、地域においても活性化につながる有効な資産にもつながることから、所有者等に対し、有効活用等を促していく必要があります。

④ 管理不全な空家等の改善及び解消

管理不全な空家等は、周辺に悪影響を与える特定空家等になる可能性が高いため、それらの空家等は、法に基づき適切に指導を行い、改善を促していく必要があります。

⑤ 所有者等の特定ができない空家等への対応

空家等の所有者等が特定できない要因としては、相続登記がなされず、活用や処分をしたくても関係権利者が多数にのぼり合意がとれない場合や所有者等が町外へ居住して、所有している空家等の実態を把握していない場合などがあります。問題の解決には、町、関係機関及び専門事業者が連携、協力をして対策を講ずる必要があります。

第3章 空家等対策の基本的な方針

1 空家等の基本的な方針

(1) 対象とする地区

今、住んでいる住宅であっても空家となる可能性があり、空家等を放置することで住民生活に様々な問題が発生すると考えられるため、空家等対策計画の対象地域は、立科町全域とします。

なお、空家等所在地周辺の建物の有無や交通量などの状況により、空家等が及ぼす影響の大きさは様々であるため、空家等がおかれている状況を踏まえ、対策の優先順位を判断します。

(2) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項の規定による「空家等」及び同条第2項の規定による「特定空家等」とし、次に定義されます。

空家等：建築物又はこれに附属する工作であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(3) 基本的な方針

以下の3項目について、空家等対策計画の基本方針とします。

イ 空家等の適正な管理の促進

町内の空家等の状況について、住民からの情報提供や実態調査を実施することにより的確に把握し、所有者等に適正管理の重要性や管理不全な状態が周辺に及ぼす影響について情報提供するとともに、管理不全な空家等に対しては、空家法の規定に従い、所有者等への助言指導等必要な措置を講じます。

ロ 空き家バンクの充実

町内の空家等の発生を抑制するとともに空家等を資源として活用するため、賃貸・売却が可能な空家等を中心に「空き家バンク」への登録を推進し、「空き家バンク」ホームページの更新を随時行うなど情報提供を実施します。

ハ 住まいの整備を支援するまちづくり

空家等を利活用するには改修を要する場合が多く、改修費用が負担といった理由で断念する場合も少なくありません。

また、危険な空家等を解体する場合でも同様の理由で対策が遅れることが考えられま

す。

すでに本町では、一定の条件を満たした家屋に対して、「立科町空き家利用促進補助金」を交付しており、今後も制度の推進や、住民への各種情報提供により、住まいの整備を支援するまちづくりを目指します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度として令和8年度までの5年間とします。

なお、計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

3 空家等の調査に関する事項

(1) 空家等の実態調査

令和3年度に蓼科地区を除く町内の区域を対象とした空家等の調査を行い、一定の把握を行いました。空家等を対象とする調査は、今後も必要に応じて実施していくものとします。

(2) 空家等の調査方法

現地調査及び周辺住民や行政区等からの情報をもとに空家等であることの確認を行います。また、空家等の所有者等に対するアンケート調査や聞き取り調査などにより、現在の管理状況や将来的な空家等の活用方法等についても確認し、空家等の実態を把握して総合的な情報整備に努めます。

また、空家法第11条に規定するデータベースについても整備します。

(3) 立入調査

現地調査の結果や周辺住民等からの情報提供により、適切な管理が行われていない空家等については、空家法第9条の規定に基づき立入調査を実施します。

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理に努めなければなりません。本町では、町ホームページや広報紙において適切な維持管理のための情報の提供、助言その他必要な援助を行い、空家等の所有者等に対して意識の向上を図り、空家等が管理不全のまま放置されることを防止・解消を促します。

また、さらには、空家等の所有者等による様々な事情を考慮し、空家等の利活用促進の施策に関する具体的な提案を行い、空家等の所有者等の適正な管理に繋がります。

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等の所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、空家等の所有者等の意向をしっかりと確認したうえで、関係機関や専門事業者と連携した利活用の提案を実施し、問題の解消と地域の活性化に繋がります。

(1) 空家等の利活用の促進

「空き家バンク」への登録を推奨するとともに、専門的な視点で協力を得られる不動産業者等の関係事業者団体と協力し、所有者等に対して利活用の企画・提案等を検討します。

また、地域からの要望等により、地域活動の拠点等、多目的な有効活用などについても検討します。

(2) 補助金の活用促進

「立科町空き家利用促進補助金」の活用を促すことにより、空家等の解消に努めます。その他国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を推進します。

(3) 除去した空家等に係る跡地の活用の促進

① 除却後の跡地における適切な維持管理の促進

除却後の跡地は、雑草等が繁茂しないよう、適切な維持管理を継続することが求められることから、所有者等への継続的な啓発等により、適切な維持管理を促進します。

② 地域の住環境向上につながる跡地活用の検討

除却後の跡地を地域資源として活かすため、所有者等の理解が得られ、地域住民等からの要望があるものについては、住環境向上につながる活用のあり方を検討します。検討にあたっては、所有者等、地域住民、関係団体等と連携します。

6 特定空家等に対する措置に関する事項

空家法では、町長は特定空家等の所有者に対し、助言又は指導ができると規定されておりますが、直ちに指導等の措置を開始するのではなく、状況に応じて相談窓口や助成制度の紹介等により解決を図ることも重要と考えております。

しかし、他に対応できない場合の特定空家等は、適切な管理が行われず周辺の町民等の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、町長は町民等の生命、健康、財産の保護を図るとともに、健全な生活環境の保全を図るために、必要な措置を講ずるものとします。

(1) 特定空家等の判断基準

適切な管理が行われていない空家等の立入調査により、特定空家等になりうる空家等が発見された場合、空家等が特定空家等に該当するかの判断は、『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）に定める内容を基本とし、物理・防犯・環境・衛生等の観点から「立科町空家等対策協議会」（以下「協議会」という。）の意見を踏まえ総合的に判断します。

特定空家等の定義

- イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ロ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ハ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ニ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(2) 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置の方針については、「立科町空家等対策協議会」（以下「協議会」という。）の意見を聴いたうえで、措置に向けた手続を行うこととします。

① 助言又は指導

所有者等による適切な管理が必要な特定空家等であると判断した場合は、ガイドライン第3章3の手続により、所有者等に対し空家法第14条第1項の規定に基づき、除却、修繕、立木竹の伐採その他生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう「助言又は指導」を行ないます。

② 勧告

助言又は指導を実施しても特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、ガイドライン第3章4の手続により、所有者等に対し空家法第14条第2項の規定に基づき「勧告」を実施します。

なお、勧告を受けた特定空家等の土地については、固定資産税等の住宅用地特例の措置の対象から除外されます。

③ 命令

勧告を実施しても正当な理由なくその勧告に係る措置をとらない場合で、特に必要があ

ると認めるときは、ガイドライン第3章5の手続により、所有者等に対し空家法第14条第3項から第8項の規定に基づき「命令」を実施します。

④ 行政代執行

命令を受けた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、ガイドライン第3章6の手続により所有者等に対し、空家法第14条第9項の規定に基づき「行政代執行」を行ないます。

なお、代執行に要した一切の費用は、義務者から徴収（行政代執行法第5条・第6条）します。

⑤ 略式代執行

空家法第14条第3項に基づく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合は、ガイドライン第3章7の手続により、空家法第14条第10項の規定に基づき「略式代執行」を行ないます。

⑥ その他の対処

前項に掲げる措置のほか必要な対処については、協議会と協議したうえで決定し、実施するものとします。なお、災害時等緊急の場合の対応については、この限りではありません。

7 住民等からの空家等相談への対応に関する事項

町に寄せられる空家等に関する今後の活用に関することや悪影響を及ぼしている近隣の空家等への苦情など様々なケースが考えられます。こうした各種相談に対して、町はできる限り迅速かつ丁寧な対応を図るよう努めます。

① 空家等の今後の活用について

空家等の活用に関する相談については、「空き家バンク」への登録の促進や、空家等の現状を確認し、今後の対応について検討していきます。

② 近隣住民からの苦情等

住民からの空家等に関する苦情等については、対象の行政区役員等に空家等に関する地元情報の提供を依頼するなど、空家等の実態把握に努めるとともに、所有者等に対し早期の改善が図られるよう助言及び情報提供等を行うなど適切な対応をしていきます。

③ 専門団体との連携

所有者等や関係部署だけでは解決できない課題も多く多岐にわたり、高い専門性が要求されることから、専門団体（司法書士会、土地家屋調査士会、建築士会、宅地建物取引業協会等）との連携のうえ、対策を講ずることが必要です。このため、所有者等に対して空家等の活用・除却等についての情報を提供できるよう相談体制を整備します。

8 空家等対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会

協議会は、会長を町長とし、住民の代表者、町議会の代表者、法務、不動産、建築等に関する学識経験者及び町長が必要と認める者の計12人以内で構成されています。

協議会では、空家等対策全般について協議するとともに、特定空家等の認定やその対応についても協議を行います。

空家等に関する問題の解決には、専門的な知識も必要であることから、協議会と常に連携を取りながら町内の空家等対策を進めていきます。

(2) 庁内体制

空家等については、関係法令が多岐にわたるとともに、対応の在り方も状況により異なるため、複数の関連する部署が連携して対応する必要があります。

空家等対策の推進にあたっては、行政内部の横の連携が重要であることから、必要に応じて空家等の情報共有や対策を行う際の連携の向上を図ります。

(3) 関係機関との連携

空家等対策は国や県等の取り組み内容に密接に関連してくることから、長野県空き家対策市町村連絡会、長野県空き家対策支援協議会等を通じて情報交換を図り、技術的な助言を仰ぐとともに、必要に応じて他自治体との連携も図ります。

9 その他空家等対策の実施に関し必要な事項

(1) 継続的な空家等の状況把握・情報の整備更新

空家等対策は、その性質上、短期的な取り組みだけでなく、中長期的な視点に立って取り組みを進めることが重要です。現在は居住中である住宅が空家等になり、空家等になった建物の管理不全化が進むなど、対策が必要となる空家等は新たに発生し、時間の経過とともに状態が変化します。

本町では、継続的に空家等に関する情報の収集・整備・更新を行い、新たに発生する空家等も含め、町内の空家等問題の解消に努めていきます。

(2) 他法令との連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、道路法、消防法、災害対策基本法など、それぞれの法律の目的に照らして、適正に管理されていない空家等については、当該法令により必要な措置等を講じることが可能な場合があります。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、密に連携を図ります。

(3) 計画の見直しと変更

法及び条例の改正、国や県の空家等対策に関する補助制度等の動向、社会状況の変化、本町における空家等の状況の変化、実施した各施策の効果等により、計画の見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても、計画の見直しと変更を行います。

。

資料編

● 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

● 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年 4 月 22 日）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 11 項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 11 項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成 27 年 5 月 26 日）から施行する。

● 立科町空家等対策協議会規則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 29 号）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）の策定及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、立科町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（任務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入り調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家に対する措置の方針に関すること。
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 町議会の代表者
- (3) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 6 条 協議会の会長は町長をもって充て、副会長は委員の中から会長が選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（守秘義務）

第 8 条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬）

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年立科町条例第 17 号）の規定を適用する。

（庶務）

第 10 条 協議会の庶務は、建設環境課において処理する。

（補則）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

● 立科町空き家利用促進補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 29 日告示第 5 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、町内にある空き家を有効活用し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、立科町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要領（平成 22 年告示第 26 号）第 4 条の規定により登録された空き家（以下単に「空き家」という。）の売買又は賃貸借に伴い要する改修や空き家の片付け（以下「改修等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、補助金等交付規則（昭和 49 年立科町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）所有者 空き家に係る所有権、その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （2）移住者 町外から立科町に生活の本拠を移し、住民登録している者若しくは住民登録することが明らかな者をいう。
- （3）転居者 町内の賃貸住宅から空き家に転居した者、若しくは転居することが明らかな者をいう。
- （4）改修 住環境の改善のために行う空き家の修繕、補修、模様替え又は増築（同一棟に限る）をいう。
- （5）片付け 空き家内の家財道具及び不用品等の搬出並びに処分をいう。
- （6）施工者 町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主で、改修を業として行う者をいう。
- （7）許可業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理業者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、空き家の売買又は賃貸借（一親等の親族との売買又は賃貸借を除く。）の契約を締結した者で、次の各号に掲げる者とする。

- （1）空き家の所有者
- （2）空き家を購入した移住者又は転居者で、地域自治会組織に加入し、補助金の交付を受けた日から 5 年以上居住する意思がある者
- （3）空き家を賃借した移住者又は転居者で、地域自治会組織に加入し、補助金の交付を受けた日から 5 年以上居住する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、市区町村が賦課する税等の徴収金に滞納がある者は、補助対象者とならない。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施工者又は許可業者に発注して実施する次の各号に掲げる以外の改修等に要する経費で、5 万円以上のものとする。

- （1）合併浄化槽の設置、上下水道設備工事に係る受益者負担金及び加入金
- （2）改修等の実施に伴い購入する家電製品、家具等の物品の購入費用
- （3）改修等に係る設計費
- （4）住宅と同一棟でない物置、車庫等の新築、その他の外構の工事
- （5）その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

2 国、県、町等から改修等の補助金の交付を受けた場合には、補助対象経費から、当該補助金の補助対象経費を差し引くものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する経費の 3 分の 2 以内（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一の空き家に対する交付は、50 万円を限度とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、立科町空き家利用促進補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）移住者又は転居者の誓約書（様式第 2 号）

- (2) 補助対象経費の見積書又は工事請負契約書の写し
- (3) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 改修等の着手前の状態を撮影した写真
- (5) 対象となる空き家の位置図
- (6) 改修等の内容を明らかにする書類、図面、仕様書等
- (7) 移住者又は転居者の住民票謄本
- (8) 市区町村税納税証明書
- (9) 空き家の所有者でない者が申請を行う場合にあっては、所有者の同意書（様式第3号）
- (10) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、立科町空き家利用促進補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業について、その内容を変更又は廃止する事由が生じたときは、立科町空き家利用促進補助事業変更・廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 町長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、立科町空き家利用促進補助事業変更・廃止承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、立科町空き家利用促進補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し及び改修等の施工後の写真
- (2) 移住者又は転居者の住民票謄本（ただし、交付申請時に空き家の所在地に住民登録している場合を除く）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、立科町空き家利用促進補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受けた日から起算して10日以内に立科町空き家利用促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は法令に違反したとき。
- (3) 交付の日から5年未満の間に他人への貸与、売却又は取り壊し、若しくは転居、転出等により居住しなくなったとき。

2 前項の規定は、第9条による補助金の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は、前2項の規定により補助金の全部又は一部を取り消すときは、立科町空き家利用促進補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、町長が定める日までに取り消された額を返還しなければならない。この場合において町長が返還を命ずる金額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）は、次表のとおりとする。

交付日からの経過年数	返還額
2年未満	補助金交付額の100%
2年以上4年未満	補助金交付額の80%
4年以上5年未満	補助金交付額の50%

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。